

第2回 宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

平成29年9月27日(水) 14:00~14:50
栃木県自動車整備振興会 3階会議室

1. 開会及び資料確認

【鉢村専務】

定刻となりましたので、只今より、「第2回 栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会」を開催致します。

本日は、大変お忙しい中を、関係者の皆様方には、多数ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。

申し遅れましたが、私は、本協議会の事務局を務めております一般社団法人栃木県タクシー協会専務理事の鉢村でございます。議事に入るまでの進行につきましては、私が務めさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

始めに、本日の協議会につきましては、過半数を超える構成員のご出席をいただいておりますので、設置要綱第5条第15項の規定に基づき、適正に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本協議会につきましては、設置要綱第5条第14項において「協議会は原則として公開とする。」旨規定されておりますので、報道関係の方々につきましても協議会が終了するまで入室は可と致します。

ただし、カメラやビデオ撮影については冒頭のみ撮影とさせていただきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

それでは報道関係の方々撮影をお願いします。

— 報道関係の方々の撮影時間（概ね1～2分程度） —

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、『議事次第』でございます。続いて、『出席者名簿』、『配席図』と続き、

<資 料>

資料1：宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

資料2：タクシー事業の現状（適正化・活性化の取り組み状況）

資料3：宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会特定地域計画（案）

資料4：稼働認可車証（案）

参考資料1：特定地域指定後における供給輸送力削減の流れ

以上の資料をご用意しております。資料に不足等ございましたら、事務局にお申し出願います。よろしいでしょうか。

次に、本日まで出席いただいております構成員の皆様方をご紹介させていただくところではありますが、大変申し訳ございませんが、議事進行の関係から変更及び本協議会に新たに加入の申出等のありました方々のみご紹介させていただきます。なお、その他の構成員の方々につきましては、お手元にお配りしております『出席者名簿』、『配席図』をもってご紹介に代えさせていただきます。

それでは、変更及び新たな構成員の方々をご紹介させていただきます。

設置要綱第4条（2）タクシー事業者等の区分として

- ・「平和タクシー(有)代表取締役社長 原田 篤」さま が協議会から脱退され、新たに加入されました「泉タクシー(株)代表取締役社長 荒井 勝」さま でございます。

以上でございます。

また、関東運輸局、栃木運輸支局の方々は当協議会の構成員から外れておりますが、本日はオブザーバーとしてご出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

それでは議事に入りたいと思います。

ここからの進行は、会長にお任せ致します。森本会長よろしくお願い致します。

2. 議 事

【森本会長】

それでは、議事に入ります。

昨年の9月6日に第1回の「特定地域協議会」を開催し、1年が経過しております。この間、本協議会の下部組織であります分科会におきまして、特定地域計画に記載すべき内容を検討し、このたび「特定地域計画（案）」が取り纏まったことから、本日皆さまにお集まりいただいたところであります。限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見をいただくとともに、議事の円滑な進行にご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

それでは「議事次第」に従いまして進行させていただきます。

2.（1）設置要綱の改正

議題（1）『栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の改正』について、事務局より説明をお願い致します。

【鉢村専務】

それでは、資料1「宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）」をご覧ください。変更内容についてご説明させていただきます。

変更内容については、赤字で示してございます。

第4条（協議会の構成員）をご覧ください。

まず、構成員の任期ですが、前回の協議会において、特定地域の指定期間の満了日である「平成31年6月30日まで」とさせていただきましたが、法令により、協議会への加入・脱退は自由となっておりますので、この機に構成員の任期を廃止したいと考えております。

また、第4条第1項（7）「その他協議会が必要と認める者」の区分の①「栃木県警察本部交通部総括参事官」さまに改めたいと思います。

次に、第5条第16項をご覧ください。ここでは、書面開催についての定めが記載されておりますが、この書面開催ができる範囲につきましては、前回の協議会において、国土交通省から発出されておりました協議会ガイドラインに沿う形で、「公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見の提出」に限っておりました。こちらにつきましては、今般、国土交通本省にて、必ずしも「公定幅運賃」に限るものではないとの情報が行政よりあったことから、軽微な変更や報告事項について書面開催が可能となるよう「会長は、軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、」と改めたいと思います。

以上です。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

【森本会長】

ただいま事務局より「設置要綱の改正について」ご説明がございましたが、ご意見やご質問のある方はよろしくお願ひ致します。

（特段、意見無し）

それでは、設置要綱の改正の内容について議決をとりたいと思います。

まず、議決方法について、事務局よりご説明をお願い致します。

【鉢村専務】

それではご説明致します。

設置要綱の改正については、設置要綱第5条第10項（2）の規定により議決をとることとなっております。

それでは議決方法を説明致します。

- ①協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
- ②設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

以上の要件を満たすことが必要となります。

【森本会長】

ありがとうございました。

それでは説明のありました設置要綱の改正について議決をとりたいと思います。

委員の皆さまの議決を取る前にタクシー事業者の合意状況について、ご報告をお願い致します。

【鉢村専務】

本日欠席の委員の皆様に対しては、事前に資料を送付しており、今日現在まで特段意見は受けておりませんので、その旨を申し添えておきます。

【濱田委員】

特段の意見等はありません。

【神山和美委員】

特段の意見等はありません。

【森本会長】

ありがとうございました。タクシー事業者関係については合意と判断致します。

それでは委員の皆さま、設置要綱の改正に合意頂ける方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございました。設置要綱改正の議決の要件を満たしておりますので、原案のとおり承認とさせていただきます。

2. (2) 特定地域計画の策定について

次に、議題(2)『栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会特定地域計画の策定』についてですが、3回の分科会を開催し、計画案を取り纏めていただきました。

それでは、計画案について、事務局から説明をお願い致します。

【鉢村専務】

それでは、「栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会特定地域計画の策定」についてご説明致します。

まず、特定地域計画（案）のご説明の前に、栃木県宇都宮交通圏の現状につきまして、資料2として配布させて頂いておりますので、こちらをご覧ください。

【以下、資料2について説明】

ここまで、タクシー事業の現状についてご報告させて頂きましたが、このような背景からも、特定地域計画を早期に策定し、タクシー事業の適正化・活性化を図ることが必要と考えております。

続きまして、資料3の特定地域計画（案）をご説明させて頂きます。

昨年9月の第1回協議会以降、3回の分科会を開催し、特定地域計画の案が作成されましたので、本協議会において、ご承認いただきたいと思います。

特定地域計画（案）につきましては、事前に資料配付をさせていただいており、議論の時間を確保させていただきたいため、簡潔にご説明させていただきます。

適正化については、分科会において、昨年11月24日、本年3月15日、8月3日と3回にわたり協議を行ってきました。

昨年9月に開催された第1回の協議会におきましては、適正車両数の上限まで削減することが望ましい、とされたことから、法人タクシーは643両、個人タクシーは47両までを目標として検討を開始しました。

まず、法人タクシーですが、事務局より削減案を示し、分科会構成員との調整を行った結果、別添一覧表のとおりとなりました。それでは、資料3の特定地域計画（案）の末尾に添付の一覧表をご覧ください。

本来であれば、単純に適正車両数との差である201両をどのように事業者に割り振る

か、ということになるが、これまで自主的に減車を行った事業者とそうでない事業者が存在するため、事業者間での公平性の観点から、過去の減休車の実績を考慮するために基準車両数を設定することになりました。

基準車両数は、行政による規制が開始し、特定特別監視地域に指定された平成 20 年 7 月 11 日を①、次にタクシーの特別措置法が施行され、旧特定地域に指定された平成 21 年 10 月 1 日を②、そして、改正タクシー特措法が施行され、準特定地域に指定された平成 26 年 1 月 27 日を③とし、黄色の欄に 3 つの時点の一番多い車両数を各事業者の基準車両数として設定しました。また、各事業者の基準車両数の総和（足し合わせたもの）を宇都宮交通圏の基準車両数とし、これが 982 両となります。

つまり、(注)に記載のあるとおり、この宇都宮交通圏の基準車両数である 982 両と適正車両数の上限値である 643 両との乖離率である 34.52%を、宇都宮交通圏全体の削減率としました。

次に、薄いピンク色の「実績削減率」の欄には、平成 20 年 7 月 11 日以降に各事業者が実施した減休車の割合を記載しております。

その隣の「取り組む削減率」ですが、これは、宇都宮交通圏全体の削減率（34.52%）から薄いピンク色の「実績削減率」を減じたものを記載しており、今後、各事業者が実施すべき削減率として設定しました。

更にその隣の「削減車両数」には、各事業者の基準車両数に各事業者が実施すべき削減率を乗じた数値が、今後、各事業者が実施すべき削減車両数となります。

なお、端数においては切り捨てとなります。

削減の方法は、全事業者が営業方法の制限を用いて実施することとし、全日、同一車両について営業方法の制限を行う場合（全日制限）には、抹消登録ができる方法、抹消登録を行わない方法を選択できます。

次に、営業方法の制限の確認方法ですが、全日制限により抹消登録した場合は抹消登録証明書等の写しを、抹消登録を行わない場合には「削減対象車両の一覧表」を協議会事務局へ提出し、協議会構成員に報告することとなります。

また、一番右の赤色欄の「運行可能車両数」ですが、各事業者が実施すべき削減車両数を減じた運行可能な車両数となり、この車両数分の「稼働認可車証」（資料4）を配布し、運行車両に掲示します。

全日制限以外の営業方法の制限についても、運行可能な車両数分の「稼働認可車証」を配布し、掲示することにより確認することとなります。

次に、個人タクシーですが、特定地域指定日（H28.7.1）現在の車両数は61両でありましたが、その後3者の事業廃止がありましたので、現時点では58両となります。

この数値（58両）と目標値の適正車両数の上限値47両を年間延べ実在車両数に換算した乖離に、月2日間の定休日を差し引き、月間に換算（端数切り捨て）し、月2日間の定休日に加え、月3日間の休車日を設定しました。

確認方法は、各事業者が休車日を「休車計画書」として協同組合等に報告し、協同組合等は特定の曜日等に偏ることがないように調整後、個人タクシー協会を通じて協議会事務局へ提出し、協議会構成員に報告するとともに、個人タクシー協会は1ヶ月毎に日報等により実績状況を確認することにいたしております。

なお、休車日に懇意にしているお客様より運送依頼があった際には、休車日を別の日に振り替えることができ、協同組合等は営業方法の制限日を管理することといたしました。

最後に、削減実施時期ですが、原則として速やかに実施するものとするが、遅くとも事業者計画認可後6カ月以内に実施することとしております。

なお、事業者計画は単独又は共同して行うことができ、その後の変更においても認可申請をすることにより変更可能としております。ただし、全日制限により抹消登録を行っている場合は除きます。

以上が適正化に関する計画案であります。

次に活性化についてですが、活性化は本特定地域計画の目標を達成・実現するため、適正化と相まってタクシー事業者が主体となり取り組むべきものであります。

まず、「1. 基本的な方針」ですが、改正点の多くは、現状に合わせるための「時点修正」となります。

次に、「2. 特定地域計画の目標」についてですが、こちらについても、ICT技術を活用した利用者利便性の向上、UDタクシーの導入、新たなサービス力の向上の取り組みなどをリバイスしております。

続きまして、「5. 特定地域計画の目標を達成するために行う活性化措置及びその実施主体に関する事項」についてです。

【以下、P 9～P 16の①～⑨項目について説明】

こうした適正化及び活性化の取り組みについて、タクシー事業者をはじめとする関係者が積極的に実施することにより、タクシーの諸問題が改善されるとともに、利用者利便の向上が図られるものと考えております。

以上、簡単ではありますが、特定地域計画（案）の説明となります。

【森本会長】

ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました特定地域計画（案）につきまして、何かご意見等がありましたらお願いします。

【神山政一委員】

今回の宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会地域計画案について、決を採る前に意見を述べさせていただきます。全国一般栃木労組の神山です。

小泉構造改革の規制緩和による、功罪のある中の罪の部分が、現在のタクシー供給過剰分を生み出している一因でもあり、今回は過剰分の削減を法的に行おうとしており、関係する労働者、事業者はそのしわ寄せを一身に受けていると言っても過言ではありません。このことは冒頭、言っておきたいと思います。本来、自由競争が基本であり、公平に競争が可能なように一定程度の規制が必要ではあると考えています。

労働組合の立場から、今回の減車方法についてかなり問題があることを指摘しておきたいと思います。

まず、第一に、大規模事業所から数両しか保有していない小規模事業所まで、一律に減車数を割り当てるやり方は、零細小規模事業所いじめ、切り捨ての何物でもなく、今回これを機に閉鎖、廃業も予想できます。このことにより、車両だけでなく労働者の雇用問題にも発展しかねない問題でもあり、大きな問題点を抱えてのとりまとめ案であると思います。

第二に、福祉タクシーやデマンドタクシーなどは除外となっていますが、かんこうよなどのジャンボタクシーを一般車両と見なしています。しかし、ジャンボタクシーは流し業務や駅待ち業務は行っていないことから、減車対象にすべきではなく、除外すべきと考えます。

第三に、運行許可証についてですが、共同事業計画の中でのステッカー移動の件は、絶対に行うべきではないと考えます。具体的な内容は申し上げません。

第四に、他県や他地域での地域計画にこれほど大幅な減車、そして大小零細事業者まで完全に一律に減車を割り当てているところは見当たりません。

以上を指摘しておきたいと思います。

改正特措法附帯決議に盛り込まれた「賃金制度の改善」「累進歩合制度の廃止」「事業経費の運転者負担の廃止」などの賃金労働条件改善に向けた取り組みも忘れずに取り組まれることを希望して、発言を終わります。

これらの問題点を抱えながら、労働団体としても特定地域指定を要望していることも勘案し、なお、議事録にこの発言の記載をされることを確認し、その上で積極的な反対は行いません。以上です。

【濱田委員】

神山委員からの意見について、真摯に受け止めたいと思いますが、神山委員も入っております分科会を3度行っており、特定地域計画等について詰めてきました。今いただいた指摘もごもつともな部分もありますが、台数を削減することで、ドライバーの賃金上がり、業界全体が向上すればと思っています。また、公平性を保つという事から、大中小一律に減車するのはいかがかというご意見もあったかと思いますが、この交通圏が一丸となって取り組むということで、公平感に重点を置いて、この地域がより活性化して向上できるように話し合ってきたものと理解しています。以上です。

【森本会長】

濱田委員には、分科会会長として3回のとりまとめを行っていただき、大変ご苦慮いただいたわけでございます。他にご意見がある方はいらっしゃいますか。

【神山和美委員】

さきほど神山委員がおっしゃられました、中小事業者という点ですが、まさに個人タ

タクシーは零細事業者ですが、経営者及び運転者であることは間違いありません。この年収を見ると、300万円を割るような状況では、人が集まらないと思われれます。現実、年金をもらいながらやっている運転手が非常に多い。この中で、活性化に向けて接客講習等を行っても、浸透が図れない。そんな中で、私共個人タクシーは休日が2.5倍にはなりますが、自分達の経営状況がよくなるのであれば、積極的に取り組んでいきたいと思っています。

【森本会長】

ありがとうございます。大変厳しい中でのご決断だと理解しております。その他はいかがでしょうか。

【尾林委員】

組合の主たる目的としては、加盟する組合員の雇用の安定が第一です。中には、台数が少ないため、解雇をする可能性があるとの話がありますが、会社としての事業形態の改善の余地もあると思います。いろいろと協議を重ねてきましたので、あとから言われても、前向きな姿勢で、個人タクシーの神山委員もおっしゃったとおり、我々ハイタク労働者は非常に厳しい労働環境に置かれています。需給バランスも完全に崩壊しておりますので、少なくとも供給を減らして取り合いの状態をなくすということで、こういった協議会を設け、減車に向けて頑張っておりますので、引き続き皆様のご協力をお願い申し上げます、是非ともこの会議が盛会に終わりますようご協力お願いします。

【森本会長】

その他にありますでしょうか。では、私からも一言。大変厳しい状況下の中で、目標を達成するために、皆さんにお骨折りいただいて、今回こういった原案がでていくわけ

でございます。冒頭に神山委員からもご指摘がございましたけれども、これをやれば全てが上手くいくという話ではないかもしれませんが、前に一步出ないとその先へは進めませんので、是非皆様の知恵をお借りして、前へ一步出て新しい労働環境を作り上げ、最終的にはさきほど事務局よりありました改善案を一步ずつ進めて需要を喚起し、利用者を増やす。ここにたどり着ければ、最終的に労働者の環境も改善していくといった図式になるかと思えます。そういった意味では、今日この後議事を取りますが、皆様の忌憚のないご意見の中で公平に判断をしていきたいと思っております。

それでは議決に入る前に、議決方法について事務局より説明をお願い致します。

【鉢村専務】

議決方法についてご説明致します。資料1の設置要綱第5条第10項(3)をご覧ください。特定地域計画の作成の議決方法が記載されております。

議決要件を要約しますと、

- ①、(2) ①地方公共団体の構成員すべての合意、
- ①、(2) ③宇都宮交通圏内のタクシー協会の構成員の配置車両数の過半数の合意、
- ①、(2) ④労働組合等構成員の過半数の合意、
- ①、(2) ⑤地域住民構成員の過半数の合意、
- ②、宇都宮交通圏内のタクシー事業者配置車両数の2/3以上の合意、
- ③、宇都宮交通圏内のタクシー事業者の区分毎の配置車両数の過半数の合意、
- ④、地方公共団体を除く関係行政機関すべての合意、
- ⑤、設置要綱第4条第1項(5)～(7)の構成員の内、関係行政機関を除く構成員の過半数の合意、
- ⑥、設置要綱第4条第1項(5)～(7)の構成員の内、特定地域計画に定められた

事業の実施主体とされたものの合意、
以上が議決の要件となります。

【森本会長】

ありがとうございました。それでは議決を行いますが、まず始めにタクシー事業者の意向について事務局より報告をお願いします。

【鉢村専務】

はい。それではタクシー事業者の意向についてご報告致します。事前に宇都宮交通圏内の法人タクシー事業者及び個人タクシー事業者に対し、書面等にて特定地域計画(案)の合意に対する意向調査を実施したところ、

協会員の全車両数 8 1 4 両 (法 756+個 58 両) 中、6 6 5 両 (81.6%) が合意となっております。

次に、宇都宮交通圏の全事業者の車両数 9 0 2 両 (法 844+個 58) 中、6 6 5 両 (73.7%) が合意となっております。

また、事業者区分ごとの合意状況は、法人タクシーは大規模事業者 1 8 6 両全てが合意、中規模事業者 3 3 7 両中、2 0 9 両 (62.0%) が合意、小規模事業者 3 2 1 両中 2 1 2 両 (66.0%) が合意、個人タクシー事業者 5 8 両全てが合意となっております。

以上の結果により、タクシー事業者の議決要件であります第 5 条第 10 項 (3) ①の (2) ③「宇都宮交通圏内のタクシー協会の構成員の配置車両数の過半数の合意」、(3) ②の「宇都宮交通圏内のタクシー事業者配置車両数の 2/3 以上の合意」、(3) ③の「宇都宮交通圏内のタクシー事業者の区分毎の配置車両数の過半数の合意」の全てにおいて、要件が整っておりますことをご報告致します。

【森本会長】

ただいま事務局より報告がありましたが、タクシー事業者の意向としては、議決要件の全てを満たしており、特定地域計画（案）に合意するとの判断となりました。

それでは、次にタクシー事業者等の構成員以外の全ての構成員の皆さまにご確認をさせていただきます。特定地域計画（案）について、合意と判断される構成員の方は、挙手をお願い致します。

（全員挙手）

ありがとうございました。

全ての構成員の皆さまが合意ですので、特定地域計画（案）につきましては、本協議会において承認されました。今後、本協議会名で関東運輸局長あて認可申請を行うこととなりますので、よろしくお願い致します。

ここで、特定地域計画の承認を受けて、分科会会長及びタクシー協会の副会長でもあります濱田委員より、今後の適正化及び活性化に向けた取り組み等について、一言お願いできますか。

【濱田委員】

本日は、特定地域計画のご承認ありがとうございました。宇都宮交通圏のタクシーは、輸送人員や稼働率すべてにおきまして、非常に厳しい状況でございます。労働者の確保についても、他産業もそうですがなかなか若い働き手が来てもらえないというのが現状です。昨年7月に特定地域に指定され、第1回特定地域協議会を行い、その後3度の分科会で細かい内容を詰めさせていただきました。本日、ご承認ただけでありがとうございました。ご承認ただけは第一歩でして、これから先はこの計画に基づいて、我々事業者は汗や血を流しながら計画を実行していき、また、この後詰めていかなければ

ばならない施策もありますので、各社で営業努力と供給力の削減に勤めて参りたいと思っております。また、先日、全タク連の会議に出席してきましたが、京都地区の方のお話ですと、あれだけの観光地でも労働力の確保が大変で、タクシーの日などに共同でリクルートの大会などを開いて、労働力の確保をしていると言っておりました。その他の地域では、タクシー会社の努力によって売上げが伸びたり、高齢者の新規需要を見つけたりして売上げが伸びているという会社もありましたので、我々事業者の努力次第で頑張っていけるのかなと考えております。また、活性化については、自治体の皆様にもご協力いただいておりますが、今後とも引き続きご相談させていただきながら、事業の発展に努めていきたいと思っております。そして、地域の足として、バスや鉄道に負けないよう地域の方々と身近に接する事がタクシーにはできると思っておりますので、引き続き頑張っていきたいと思っております。以上です。

【森本会長】

ありがとうございました。前向きに頑張っていられるという言葉をいただきました。宇都宮交通圏ですが、昨今、公共交通ネットワークの大規模な再編が行われつつあります。タクシーがその中の一翼を担いながら、利用者全体の利便性を向上させ、それにより、多くの方に住んで楽しい、来て楽しい宇都宮交通圏を作っていただければ、みなさんの大変厳しいご決断と計画が、社会にとって前向きに行くのではないかと思います。

2. (3) その他

次に、議題(3)『その他』について、事務局から何かありますか。

【鉢村専務】

特定地域計画のご承認ありがとうございました。

その他についてですが、先程、森本会長からも認可申請の話がありましたが、今後のスケジュールについて、オブザーバーである栃木運輸支局から説明をしていただきたいと思います。

【森本会長】

それでは栃木運輸支局から説明をお願いします。

【栗田首席】

栃木運輸支局の栗田です。それでは今後のスケジュールについて、説明させていただきます。参考資料1をご覧ください。この資料は特定地域指定から供給輸送力削減の実施までの流れをまとめたものであります。

本日、特定地域計画が承認されましたので、来月上旬頃には、協議会から本特定地域計画の認可申請を関東運輸局長あて申請していただき、特定地域計画の認可基準において審査期間が3ヶ月となっておりますので、平成30年1月頃までには本計画が認可となる見通しとなっております。なお、認可と同時に本計画を公表することとなります。

本計画が公表されますと合意したタクシー事業者は、6ヶ月以内に本計画に基づき、適正化及び活性化を記載した事業者計画を作成していただき、関東運輸局長あて認可申請を行うこととなります。なお、事業者計画の審査期間については、認可基準において3ヶ月となっておりますので、遅くとも平成30年7月までに申請をしていただき、平成30年10月までには認可を受けることとなります。

供給輸送力削減の実施を担保するためにも本計画に記載されているとおり、事業者計画の認可後、6ヶ月以内には供給輸送力の削減を実施することとなりますので、合意し

たタクシー事業者すべての供給輸送力の削減の完了時期については平成31年4月頃になると考えております。

また、その後におきましては、一定期間の経過後に適正化及び活性化の取り組み状況について毎年フォローアップをして頂くこととなりますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

【森本会長】

ありがとうございました。

以上ですべての議事が終了しました。本日は円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返し致します。

【鉢村専務】

森本会長、議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様方には、業務多忙の中、ご出席を頂き誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

それでは以上をもちまして「第2回 栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会」を閉会と致します。本日は誠にありがとうございました。

以上